

**乙訓圏域障がい者自立支援協議会  
令和元年度 第3回「医療的ケア」委員会 会議録**

**日時** 令和元年 10月 17日 (木) 13:30～15:30

**場所** 乙訓保健所 講堂

**出席者** 12名

乙訓医師会(1)・乙訓ひまわり園(2)・向日市社協障がい者地域生活支援センター・乙訓障害者支援事業所連絡協議会・乙訓福祉会・乙訓訪問看護ステーション連絡会・乙訓の障害者福祉を進める連絡会(2)・乙訓保健所福祉室・乙訓保健所保健室・向日市障がい者支援課

**欠席者** 9名

乙訓ポニーの学校・乙訓障害者相談支援事業所連絡会・乙訓医師会(1)・京都府乙訓歯科医師会・済生会京都府病院福祉相談室・乙訓の障害者福祉を進める連絡会(2)・長岡京市障がい福祉課・大山崎町福祉課

**事務局** 2名

**傍聴者** 1名

**配布資料** ・次第

- ・医療型短期入所受入体制強化事業
- ・南京都病院 短期入所のご案内
- ・障害児(者)地域療育等支援事業

**議事の流れ**

**1 医療型短期入所施設開設のための病院訪問の途中経過について**

(副委員長)

- ・第3回「医療的ケア」委員会を開催します。

(委員長)

・医療型短期入所の実現に向けての病院訪問を9月から長岡京病院、千春会、昨日に新川端病院、今後向日回生病院、11月に済生会病院を訪問する予定です。その報告をお願いします。

(委員)

・長岡京病院と千春会病院、新河端病院に訪問して働きかけを行ったところ、長岡京病院は実施に向けて検討するというので、事務方と指定に向けて保健所と相談することになっています。

千春会病院については理事長が出席され、良いことなのでぜひやりますという方向になっています。

千春会病院を訪問した時に理事長がちょうど乙訓病院懇談会が10月4日の金曜日に保健所であり、病院の幹部が集まるので、その時に保健所から説明してもらったらどうかというお話をいただきました。

早速10月4日の金曜日に出席をさせていただき、冒頭で説明をさせていただきました。

病院懇談会には7病院全ての院長や理事長、それから事務局長等皆さん出席される会で年3回されているのですが、そこで説明させていただきました。

それを踏まえて、新河端病院を昨日訪問し、事務長と地域連携室長と出ていただいて説明したところ、検討させてもらうという意見をいただいています。

今まで訪問した病院についてはいずれも前向きに検討するというので話をいただいています。

(副委員長)

- ・GMから何か報告等ありますか。

(GM)

- ・福祉と医療の連携があまりできていません。

例えば今度の障害者総合支援法に基づくショートステイの実施を病院側が全く承知されていませんでした。当然、保健師派遣の制度も全く知られてません。通知はいったかもしれませんが、こういった動きでやらないことには病院に福祉の制度は理解してもらえていないというのは実感しました。

ただ、病院にも看板はあげてもらえけれど、実際にケースが、お世話になるかどうか、これはわかりませんとこちらの方もはっきり言いました。看板をあげないことには前には進まないの、よろしく願いますということでもらいました。感触は今のところ、かなり良かったです。

なぜ今まで教えてくれなかったのかという雰囲気が感じられました。それから、この病院訪問はいきなり行くのではなくて、事前に今日配布している挨拶状で、上の方にこういうことなので役所等が協議会として行きますという下準備をしてから行っています。向こうにもきっちりを受けていただけました。

(副委員長)

- ・保健所で事前に病院の懇談会にて説明もしていただいています。事前にこういう文書を送らせていただいていることで、どの病院も比較的スムーズにいったようです。

10月23日に向日回生病院、11月8日に済生会病院を訪問する予定になっています。

(GM)

- ・この地域のリーダー的病院が今日、来ておられないので本当に残念なのですが、その病院の動向は訪問した病院は気にされています。

そこが一番にやってもらえると後は楽なのですがという、そんなニュアンスがありました。

(副委員長)

- ・以上になりますが、質問等はよろしいでしょうか。

(委員長)

- ・久御山病院を見学したいという、そういう意向は各病院で出ているのですか。

(委員)

・長岡京病院は既に行かれたようです。制度や指定、報酬の制度等を具体的に聞きたいということで、保健所から説明の機会を設けることを検討しています。

(GM)

・南京都病院のショートステイのパンフレットを配布させてもらっています。

これも病院に提供しています。実際にやる場合に具体的な事務的処理と、実際にショートステイを利用するまでの利用の手続きはこういった形になります。

いきなり利用するのではなく、体験的な利用を繰り返した後に、一人でショートステイを利用する場合もあるという説明をしています。病院から納得いただいています。

(委員)

・訪問した時に、相談支援機関等に特にお願いしたいことが出ていたので合わせて報告させていただきます。具体的にケースがどんな方がおられるのかとか、特に年齢層、お子様なのかあるいはもう少し年齢が高い方なのかとか、詳しい状況やかかりつけ医の情報等はどういう風に得られるのか、具体的に病院でされる場合について色々想定されることを考えておられました。

そういう意味で具体的な時に相談支援事業所によって調整がある制度だという説明はGMからも具体的にしています。

指定は基準的には病院であればクリアできるという制度になっています。

病院が申請されれば比較的すぐに指定はされます。後は病院と具体的なケースとのマッチングや、情報がどう共有されるかが大切になってくるので、それ以前に病院との調整等があれば良いのかなということを、病院は気にされていました。

京都府の山城北保健所では障がい児についてのファイルシステムを作っています。

こういったフォーマットがあれば病院で共通で行うこともできます。

指定はできたけれど、実際にどうするのが病院に説明していかないといけないことになってくるので、その辺を具体的に進めていく必要があります。

次の段階のことを検討していかなければならないと病院の反応を見て感じました。

(副委員長)

・昨年に久御山南病院の見学に行かれて情報共有の仕方等は聞かれましたか？

(GM)

・見学の場では特に聞いていないのですが、あのファイルは山北の保健所が作っているの、具体的な中身は保健所から聞きました。まだ2人の利用で、日中ショートの利用だけみたいです。

(委員)

・フォーマットもありますが、とりあえず想定されているケースについては手をあげていただいた病院に対して、何かしらこういう方がおられるとかこういう状況です、こういう形が考えられます、体験入

所をこうやってやっていきます等、次の段階のことをどうするかを考えていく必要があると思っています。

(副委員長)

・本来、在宅療養手帳がその役割を果たすべきものですか？

(委員)

・違います。事前に説明にあがって、それでということになります。福祉のショートも一緒です。

(委員)

・病院としては初めてのことなので、ある意味具体的に、実際に体験されなくても指定が終わった時点である程度こういう形になることを知っておくことも必要と感じました。

## 2 「医療的ケア」に関する広報について

(副委員長)

・前回の委員会で民生委員の改選の時期ということで、民生委員に対して「医療的ケア」について周知をする場を設けられるかどうかの確認をお願いします。

(委員)

・保健所の担当に聞いたのですが、早くから準備していて、講師もみっちりお話をされるということで時間がとれないということでした。

配るものがあれば配りますということだったのですができませんでした。

(副委員長)

・次年度以降でそういう研修等は可能ですか。

(委員)

・検討できると思います。

(副委員長)

・各市町でも催しやイベントで周知ができないかということだったと思います。

(委員)

・先に言わせてもらいます。ひとつは今年12月7日に長岡京市で42回目になる障がい児者の人権を考える市民の広場があります。そちらにブース、パネル展示するのを実行委員会に了解をいただきました。パネルでどんなものをして良いのか、まだイメージが浮かんでいないので、何か意見をいただければと思います。

その部屋は半分ぐらいが障がい児学級の作品の展示、ピアカウンセリングの紹介、さおり織りの体験、生花等の展示です。こういうのをしたら良い、見やすい等があればご意見をお願いしたいと思います。

12月7日ですので、11月末ぐらいには資料を作っておきたいと思っています。

保育所の保育士等に通達したらどうかということで各市町に問い合わせをしました。保育所やこども園

に実際「医療的ケア」が必要な方はいないのですが、今後受け入れてくださるのであればどうですかというのがまず一点あります。レスポンスはまだないです。

「医療的ケア」がどんなものかわからないと思うので、一回見学に来ませんかということで紹介をさせていただいています。

上の方が理解していただかないと難しいのではないかと思います。そういう方々が見学に来られるのであれば連絡くださいとお願いしているところです。

11月9日・10日の第3号研修は24名以上の受講者が確定しました。講師も看護師6名、講師の方2名、あと関係者の方です。

できれば、職員が一生懸命研修している現場を「医療的ケア」が必要な方の関係者、家族の方等が見学に来てくださっても良いのかなと思っています。

こんな感じで喀痰の研修をしているんだ、試験を受けてがんばってくれているんだと、そういうコミュニケーションも取れて良いのかなと思います。

実際、こういう方がこういう行為をするんだというイメージを浮かべるためにも、見学に来てくださっても良いように思います。特に2日目は来ていただいても良いのかなと思っています。

(副委員長)

・3点提案をいただきました。長岡京市の広場でパネル展示ということで、アイデアをお願いしますということです。

(委員)

・意見がなければ、「医療的ケア」の感じがわかる写真や道具等を置かせてもらった方が良いのかなと思っています。

(委員)

・イメージがつかないのですが、去年、支援学校の学校祭の時に動画DVDを流したり、子どもが食べている食事の形態だったり、それがすごくわかりやすかったです。

知っているだけではだめで、知らない方に知っていただく、理解をしていただく、深めていただくというところだと思います。去年の支援学校の学園祭のそのコーナーはとても印象的でした。実際に先生がされているところとか、吸引や注入されている写真等もあったと思います。イメージが付きやすいものが見る側にとっては良いのかなと思います。

(委員)

・支援校の学園祭は今回、日にちがほぼ重なっています。

関係のある支援学校の先生方や看護師等に相談をかけても良いし、去年のを見せてくださいという声かけはできると思います。校長先生に声をかけて詰めていければと思います。

(副委員長)

・先行して啓蒙・啓発でそういうことをされているところの様子を聞かせてもらうのは良いと思います。

保健所ではどうですか。

(委員)

・在宅療養児の支援検討会を12月の初めにさせていただく予定です。関係者の方に集まっていたいただく会議になっています。

(副委員長)

・展示等そういった形ではないのですか。

(委員)

・関係者の集まりです。

情報等を皆さんにお伝えすることはできます。啓発というイメージではないかもしれません。

(副委員長)

・それでは、広場のパネルの展示については学校に情報を聞いてもらってということでよろしくお願ひします。保育士向けの紹介等はどうですか？

(委員)

・市町に相談をかけています。大山崎町はいないようで、向日市と長岡京市にはどういう風な感じで、どういう風にしたら良いですかと言ったら、長岡京市は子ども園等に声をかけますということでした。案内状を作って案内して、それでもハードルが高いというので、行政の担当課が必要だと思ってくだされば進めていけるのかなと思います。そういう方も見学可能ということで連絡くださいということは送っています。まだレスポンスがないのは時期が早く、受講の締め切りも10月25日なので、まだ待っても良いと思っています。

(副委員長)

・それは医ケアの研修の受講案内のことですね。

(委員)

・そうです。

保育士にも知っていただくことは必要だと思います。介護職員等の等は保育士も入っています。

(委員)

・保育士に見学してもらうのは医ケアの研修のことですか。施設や放課後等デイ等で医療的ケアをしている子どもさんを保育士が見学に行かれるのかなと思いました。

(委員)

・放課後等デイをやっているのですが、対象者が2名しかいないのでそこまでは考えていなかったです。まずは受講者を増やしたい、保育士もOKというのが1点です。

ただ、対象者がいないとなかなか受講が難しいです。基本研修は対象者がなくても受けることが可能です。個人はだめですが事業所であれば、保育士もどうかかなと思いました。

(委員)

・保育士も受けられるのですか？

(委員)

・3号研修は基礎しかとらずに資格なしでも受けられます。

(委員)

・ただ、個人じゃなくて保育園の職員等、そういうカテゴリーがないとだめです。

(委員)

・受講は個人でもできるはずですが、実施は登録事業所でないとだめですが、今は3号研修を受けていると就職が便利ですよというFAXがよく来るので、これから資格を取る人は合わせてこれも受けておくと、その事業所で対象の人がいたら実施できて、就職が有利ですみたいなのはよく来ます。

(副委員長)

・その辺、向日市はコンセンサスは取れているのですか？

(委員)

・子育て支援課に確認をしたのですが、現に入所されている子どもさんで医ケアの子どもさんはいらっしやらないということです。入所選考のところ公立園が良いのか、園の集団生活より児発であるとか療育でという方もいらっしやるので、潜在的なニーズが少ないというのはありますが、実際に保育園を利用されたい医療的ケアの子どもさんが出てきた時にどうしたら良いのかは正直わからないというのが子育て支援課の回答でした。

(委員)

・今、行っているところにおられます。鼻からの経管栄養と酸素している子どもさんがおられて、お母さんも今は育休で休んでおられるので、いずれ早ければ来年度ぐらいには保育園に入れたいと言われてます。実際のところ、今は決まりはないということですね。

(副委員長)

・現場の保育士が行きたいと言っても、園としてやるかやらないかということもあるので、手はあげにくいと思います。

(委員)

・まずは今から種をまいておいて、ゆくゆくそういう方が保育所に行きたい時に、看護師がいなくて行けないということがないようにしないといいけません。

来たい時に来れるという環境整備は私達の役目だという気がします。

(副委員長)

・広報的な意味合いもあると思うので、引き続きよろしくお願いします。

3号研修の見学可能ということをおっしゃっていましたが広報、周知をかけていかれるのですか？

(委員)

・今考えているのは保育士のハードルが高いので、保育士限定で各園の上の方とか行政の方等が実際わ

かって、これは必要なので行きませんかと現場の方に声をかけられるようにできればと思っています。まだ返事はありませんが、広報もお願いしています。今のところは保育園だけです。家族の方が職員を励まして、応援してもらったら良いのかなという思いです。当事者の方を行為が始まるまで見たことがない、会ったことがないというのも違うような気がします。職員が一生懸命に初めての講義を聞きながら、新しいものを取得していこうとしているので、そこを励ますのと、こういう方の支援させてもらっていると思えば良いのかなと思いました。すぐに来てくださいということではないです。

(GM)

・保育園の場合、まずは障がい児保育になると思います。公立が率先してやるというのが前提です。市町と一緒に保育園の園長先生とお話をするのが一番効果的だと思います。公立がやってからこそ民間が動くと思います。

(副委員長)

・引き続き市町と連携をとっていただいて、お願いします。  
向日市ではイベント等で広報できそうなことはありますか？

(委員)

・11月の第3週に例年開催している向日市祭りで団体向けのブースを確保できればパネル展示等になると思いますが広報できるかなというところです。  
実際に身障協や、ろうあ協会の方のブースも例年設けているので可能だと思います。

(副委員長)

・そういう機会があるということであれば、どうですか？

(委員)

・広場がそういう意図が一番大きい催しなので、今年やらせてもらって継続的にさせていただけたらと思います。まずは長岡京市でやらせてもらえればと思います。

(副委員長)

・今年度については長岡京市の方で、それが上手くいけば次年度向日市でもということ考えていければと思います。

### 3 その他

(副委員長)

・喀痰吸引の3号研修について、報告はよろしいですか？

(委員)

・役割分担についてはメールで送らせていただいています。関係の方、ご準備をお願いしたいと思っています。

(副委員長)

・今日の資料の中に地域療育等支援事業が入っています。これについて説明をさせていただきます。



9月5日に乙障協が主催で障害児（者）地域療育等支援事業を考える学習会ということで勉強会を開催した時の資料です。乙訓は特に口腔ケアに力を入れてこの間この事業展開をしてきていました。

実は昨年度末、3月に京都府からこの事業のあり方を見直すという通知がきました。

これまで向陵会が受託法人として圏域の施設や利用者宅に歯科衛生士を派遣して口腔ケア等の指導をしていただいているという事業なのですが、これを見直しということになりました。

今後、歯科衛生士の派遣という事業の継続が危ぶまれる状況になっています。

今年度については京都府と交渉をし、昨年度通りの形ではなく、少し縮小した形で何とか継続している状況です。

資料はこの事業の説明のスライドになっています。これを見ながら説明をします。

スライド番号2、この事業の目的は在宅の方を対象に平成9年から施行されています。

その当時はまだまだ福祉サービスに繋がっていない方、在宅で生活されている方が多くてその方を何とか医療やそういう療育に繋ぐ目的で始まった事業になっています。

スライド3枚目、実施主体は都道府県及び政令指定都市、中核市となっています。そこの委託を受けて平成14年から乙訓圏域では向陵会が実施をしてきました。4枚目のスライド、事業の全体像ということでいくつかの事業に更に分かれています。

ひとつ目は在宅支援訪問療育等指導事業ということで巡回相談があったり、5枚目のスライドには訪問による健康診査というものがあります。昨年度まではこのスライドの5のイにあたる訪問による健康診査、この事業を使って在宅の方対象にはなっているのですが施設に通っておられる時に施設に歯科衛生士を派遣して口腔内の状況を診てもらおうことを行ってきていました。

それ以外の事業としてはスライド6にある在宅支援外来療育等指導事業、(3)の施設支援一般指導事業があります。

これまで、スライド5の訪問による健康診査という形で各事業所に歯科衛生士を派遣していました。

これを元の目的通りの在宅の方を対象にするという通知が入ったので、この健康診査を使って事業所に歯科衛生士を派遣することができなくなりました。

今年度についてはスライド6の(3)施設支援一般指導という形であくまで個別指導ではなくて、施設を対象にした指導という形で各事業所に衛生士を派遣しています。

それに伴って、事業所には行かしていただいているのですが収入面がだいぶ厳しくなってきた、このまま事業自体を継続できるかどうかを受託法人としても考えないといけないような状況になっています。

スライド7については実際に乙訓で派遣している派遣先の事業所、派遣している内容も書いています。

スライド8は今年3月に届いた府からの通知内容になります。

この委員会で取り上げることになったのは委員の中に、この事業を後押しというか一緒に進めてきた乙訓歯科医師会の安藤委員がおられるので、少し圏域の課題としてここで議論をさせていただけたらということで、この委員会で取り上げさせていただいています。

今後ですが、スライド9にも書いてありますが受託法人としてはこの事業をできる限り長く継続したいという思いもあり、何とか継続できないかということを考えています。

また、この事業をこの間やってくる中で歯科衛生士や歯科医師会の先生から、障がいのある方の口腔内の状況が非常に乙訓の圏域は良い状況が保たれているという評価をいただいております。

やはり優れた実践であることを京都府にはしっかり訴えていく必要があると思っています。

京都府へ訴えていくにあたって自立支援協議会の役割が大きいと思います。

それもあって、この委員会で取り上げています。

ここで皆さんのご意見をいただいて、承認をいただければ自立支援協議会としてまた改めて京都府に要望をしていくことにさせていただければと思っています。

具体的に京都府との面談の日程も決まっています。

来週の月曜日に受託法人である向陵会、自立支援協議会のGM、乙障協の会長が京都府との面談を行う予定にしています。その前にこの委員会で皆さんにご承知おきをいただければと思っています。

地域療育等支援事業の今おかれている状況も理解いただいた上で、何かご意見、ご質問をお願いします。

(委員)

・今日、実際に歯科衛生士さんと息子の口腔ケアの様子を見させていただきました。長期間の長い入院時も口腔ケアはすごく大事だというのは小児科の先生からも言われていました。

入院中も自分のできる限り刺激をしながら歯ブラシは欠かしてはいけないという指導は受けていたので、口の中は大事だと思います。薬の副作用がかなりあった時期もあり、口の中というのは大事だと思っています。

この間、この資料に基づく学習会も改めて聞いて、うちの子は免疫的には風邪をひきやすいはずなのですがほとんど熱を出さずにいけているのは口の中をひまわり園でしっかりケアしてもらっているからだと思っています。ひまわり園では月に一度来てもらうのを続けていて、職員もしっかり指導を受けてやってくれています。私は汚れだけはとって、1年か2年に1回は歯医者に行くようにしています。

この事業がなくなっても、在宅で来ていただける家庭は継続することなので、それはそれで良いのかもわからないのですが、いざうちに来てもらおうと思ったらどうなんだろうと思います。衛生士の人数も限られています。来てもらう時間帯もきっと集中すると思います。今まで通りのことを在宅全員が受け入れるかといったら、まず無理だと思います。

(副委員長)

・僕の認識では在宅というのはどの福祉サービスにも繋がっていない方という認識です。対象になる方はほとんどおられないと思います。

(委員)

・ゼロになると思います。

継続して、今まで通りにしっかりやってもらえたら、とってもありがたいと思います。

(副委員長)

・衛生士の派遣を受けておられるてくてくさん、補足等何かないですか。

(委員)

・すごい頻度で受けているわけではなく、必要な時に相談をかけるという形です。

グループホームの立場で発言させていただくと、この事業が在宅の方を対象に地域での本人と家族の福祉の向上を図ることが目的だと要項でもうたっているのですが、今回、京都府の決定と通知が3月に4月からそうしますという形できており、それまでの各圏域との調整不足がまず問題だったと思っています。

それと、基本在宅だということはその事業ということではわかるのですが、医療・福祉サービスにつながった後以降は事業対象外とするという部分、これは要項にもどこにもそんなことは書いていませ

ん。在宅の障がいをもった方が対象の事業のはずですが、何らかのサービスに繋がったら対象にしないというところで、ここの根拠は何なのかがよくわからないということです。

通所施設にいる時に通所施設に歯科衛生士が行き、やるという今のスタイルについては通所に対して何かしているという捉え方ももちろんできるのですが、地域での生活の全体像の中で通所という一番本人さんが軸になる生活の場面でそれを実施しているのは実際により多くの在宅の人を対象にしようと思うと、合理的なやり方だと思います。

在宅の生活の中での健康が担保されるという意味ではその目的を果たすために方法論としてそういう形を工夫してこれまでやってきたということなので、そこにはあたらないなと思います。

仮に通所がだめだと言われたとしてもグループホームに関してはそもそも居宅扱いのはずです。ところが今回、京都府はグループホームもだめだと言い出していて、そもそもグループホームは生活の場で居宅ということなのでヘルパーが使える、訪問看護が使えるというところとの整合性が全くつかない等いくつか問題点に関してはこの間あげさせてもらっています。

予算を減らそうかと考えた理屈にしか思えません。ひっくり返すのは難しいかもしれませんが継続できるような形で着地点が見つけれないかなと思います。

(委員)

・この事業を使わないとサービスが受けられないような方はいらっしゃらないということですか。地域療育等支援事業を使わないとサービスが受けられない、在宅におられて医療機関に行くことが困難な人に対する、訪問による健康診査となっています。

本来その事業を使わないとサービスが受けられないような方がいないのですか。その辺が全て賄われているということであれば、地域として完結するなら次の段階にいけば良いと思います。

通所できる方というのは医療機関にも通所で来たりされることもあります。その通所事業所の中で工夫して、やっておられることはすごく素晴らしいことだと思います。口腔ケアは大事なことなので必要だと思うのですが、補助金を使わないとできないのかということだと思います。

(副委員長)

・在宅の方を訪問してというような実績は今はないです。ほぼ施設に通っておられる方に対してやっている状況です。

どこのサービスも使っておられなくて、そういう医療という場合には、相談支援や何らかの違う居宅のところに繋がっていくのが先だと思います。

この事業の本来の使われ方の需要があるのかというのは正直なところです。ただ今の制度の中では歯科衛生士を事業所に配置するという基準もないです。

この15年程やってきた中で歯科衛生士に定期的に入ってもらうことで職員の意識がすごく高まったり、口腔ケアの技術を色々教えていただいているところは本当に高まっています。

途端にできなくなるということにはならないと思いますが、長い目を見た時にその質はおそらく低下していくと思います。

何らかの医療にかかる時には虫歯になっていたり、何らかの疾患になっているので予防的な役割はすごく大きいと思っています。

(委員)

・その施設の職員に対する研修、指導というのはこの範囲の中に入っています。

(副委員長)

・今年度はそれでやらせてもらっています。そこで事業を継続していくことが本当にできるのかどうかです。歯科衛生士の契約費用もちろんあります。そこをどういう形で担保していくのかも考えないと、この事業を頼りにしてきたところがあります。

何らかの形で歯科衛生士の派遣等が継続できないか、担当課と協議をしていければと思っています。

(委員)

・そこは雇いあげということでは難しいですか。

(委員)

・この事業は地域ごとに色んな事業を提案できる事業なので、他の地域だと他の色んな事業をやっています。

(委員)

・歯科衛生士がその圏域のセンターにいなかったら、その部分は別が雇いあげて、その事業としては実施することができるということですか。

(副委員長)

・例えば南丹の圏域であれば花の木がされています。花の木は専門職がたくさんいるので、受託法人が持っている資源を地域に還元していこうという形になると思います。

うちの場合は医療機関を併設しているわけではないので資源を持っていません。

この事業を財源として歯科衛生士と契約をさせてもらっている形です。

(委員)

・指導そのものもだめなのですか。

(副委員長)

・今年度は何とかいけます。

(委員)

・通所への健診がだめなだけで、スタッフの育成や研修の部分についてはいけるのではないですか。

(委員)

・本人さんの状況に着目した指導助言と、施設支援一般指導というのは事業所全体に対しての指導助言という形になり、お金のかかり方が全く違います。

ひとり1件の診査に当たり、これだけの額という形で個別の健康診査でおりにしているものが、施設指導1件でいくらかという形のおり方になってきます。

色んな施設に月1回みたいな形で動いているところで、個別に見ていくという視点がある上で個々の利用者の口腔ケアに対してのスタッフに対するアドバイスや指導という形で動いているところで保たれているレベルがあると思います。

一般的な口腔ケアとは何か、新しい職員が来た時に口腔ケアの意義がどうか、基本的な内容はこうですよというのは、この施設支援のところで馴染むと思うのですが、今やっている個別の上限に着目したサポートというところはどれだけカバーできるかというのは難しいと思います。

施設単位でやる中でやれる範囲でやりましょうということはその形でやることはできると思うのですが、十数年積み上げてきた口まつわる健康の維持について難しくなるだろうなと思っています。

医療機関に行って定期的にそういった形のことができる人はそれでやっていったら良いと思いますが、

それが難しい人は通所だからできるという人も中にはおられます。そういう現場の状況を考えると継続してほしいというのが現場の思いです。そういうやり取りが事前に障害者支援課の中であれば、こういうところだとどのくらいのことが維持できるという話の中で、でも京都府としては予算が厳しいから、このくらいのところで何とか工夫してやってくださいということがあれば、ここまでの反応にはならないはずで。そこはお互いの信頼関係だと思います。

(副委員長)

・実際に山城北圏域等でもこの事業の見直しで、今年度から口腔ケアでの衛生士の派遣は取りやめられています。そのような圏域も出てきているので、すごく心配です。

建設的な協議を来週の月曜日にしていきたいと思いますので、それについてはこの乙訓の自立支援協議会で確認いただけたということによろしいでしょうか。

来週月曜日の懇談の報告については次回の委員会でさせていただければと思っています。

皆さんからその他、何かありますか。

(委員)

・今年度の京都府の医療的ケア児等コーディネーター養成研修について、10月4日付けでワムネットの京都府センターの掲示板に日程があがっています。

昨年度から全国各都道府県で実施が始まっています。京都府は昨年度から開始ということで今年度が2回目になります。

コーディネーター養成研修としては4日間ですが、前半2日間、12月16日(月)・17日(火)が講義で、後半の演習部分が1月27日(月)・28日(火)になっています。

前半の講義はこの部分だけの受講も医療的ケア児等支援者養成研修ということで可能ということになっています。後半の演習2日間の4日間を通すとコーディネーター養成研修の修了ということで修了証がもらえます。4日間を修了した常勤の相談支援専門員が配置されている指定相談支援事業所は計画相談につき、この加算がとれるという要件があります。去年非常にたくさんの方が受けておられます。

関係事業所のところで医療的ケアの必要な方の生活の状況や必要な支援を学んでもらう機会ではあると思うので、特に前半の2日間の講義に関しては関連事業所でも広く受講していただけたらと思います。去年、この研修は初回ということで障害者支援課が直接運用するということで、僕も加えさせてもらっていますが、色んな事業所で比較的医療的ケアの方に関わってきた人達が講師で集まり実施しました。今年度も基本的には去年の講師陣が継続してやるのですが、概ねこうした研修は京都府の方から府社協の研修人材センターに委託をして実施するのが通常です。相談支援やサビ管、虐待防止等はそういう形になっているのですが、今年度については障害者支援課の動きが遅く、話はしたのですが委託には至らずということで、今回も障害者支援課直の運営になっています。

この辺りの情報は保健所にはちゃんとおりているのですか？

(委員)

・他の研修も実施する時は同じようにワムネットに載せる分についてはメールで事前に送られて来ます。

(委員)

・去年も今回も立ち上がりが遅くて、10月4日の分は日程の告知ということだけです。

明日、京都府の方の打ち合わせがあるのと国の方も、これは元々重症心身障害児者支援者養成研修とかコーディネーター研修だったのが昨年、一昨年度ぐらいから医療的ケア児という形、児童福祉法の改正

に合わせて衣替えをされているということです。

テキストも重症心身障害児が医療的ケア児等に変わっているだけのほぼ中身が一緒です。

今の国の方が厚生労働省でコーディネーター養成研修の研修プログラムの開発をされていて、取り組みの中で一定のプログラムは作られたということで、11月16日・17日の土日で東京で研修を試行的にやっ、都道府県でこの研修に関わっている人達が集まり、それを熟考した上でそのプログラムを評価するというものが実施されるということです。

各都道府県に厚労省から協力依頼がきています。京都府からは僕と亀岡のお結びの荒木さんの2人が行かせてもらうことになりました。

その辺りの内容もフィードバックできるものがあれば報告させていただこうと思っています。

テキストがあり、カリキュラムが決まっているので、それに沿って色々やっていますが、今年度も内容はこれから詰めるという状況になっています。

日程が出たところで、ぜひ各事業での検討もお願いしたいのと、この情報を何らかの形で周知したいと思います。

ワムネットには載っていて、指定事業所は必ずチェックすることになっているのですが、興味のないところはそんなにしっからは見ないと思うので、そこは何かの形で周知も図っていきたいと思っています。先程の広報にも繋がるとお思いますので、検討をお願いしたいと思っています。

(副委員長)

・ワムネットには掲載をされているのですが、事業所に案内というのはどうなりますか。

(委員)

・情報はいつも福祉室から送ってくれているので、それもお願いしたいと思います。

(委員)

・わかりました。

(副委員長)

・よろしくお願ひします。委員会は以上です。

#### ※事例報告

(委員長)

・次回は12月5日木曜日の13時半からです。

第3回医ケア委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

次回定例会：12月5日13時半から 乙訓保健所講堂